

政令第三百八十七号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十八条の二第八項、第四十九条第一項、第三百一十一条第一項ただし書、第四百四十三条第十六項第一号及び第四百九十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の八中「においては、」を「には、選挙の当日に」に、「のうち選挙の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第五十二条中「選挙人は、」の下に「選挙の当日に」を加え、「のうち選挙の当日自らが」を「のいずれかに」に、「事由を」を「旨を」に改める。

第一百十条の五第一項第二号イ中「十一」を「十」に改める。

別表第三岩手県の項の次に次のように加える。

福島県

第三区 二箇所

別表第三新潟県の項中「第二区」を「第一区」に、「第六区」を「第五区」に改め、同表長崎県の項中

「第二区 二箇所

「第三区 三箇所」を「第二区 二箇所」に改める。

第三区 二箇所」

別表第五衆議院小選挙区選出議員の選挙区の項中「新潟県第二区及び第六区」を「福島県第三区、新潟県第一区及び第五区」に、「並びに」を「長崎県第二区及び第三区並びに」に改め、「長崎県第三区、」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、公職選挙法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十九号）の施行の日から施行する。ただし、第四十九条の八及び第五十二条の改正規定並びに次条第二項の規定は、令和五年三月一日から施行する。

(適用区分)

第二条 この政令による改正後の公職選挙法施行令（次項において「新令」という。）第百十条の五第一項
第二号、別表第三及び別表第五の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」とい
う。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を
公示された衆議院議員の総選挙及び施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の
公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

2 新令第四十九条の八及び第五十二条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後その期日を
公示され又は告示される選挙について適用し、同条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までにその
期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

理由

公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、後援団体等の政治活動に関する立札及び看板の類の総数に係る規定の整備並びに選挙事務所の数及び選挙運動に関する支出金額の制限額の特例の対象となる選挙区の改定を行うほか、期日前投票及び不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書に係る申立ての内容を見直す必要があるからである。